

平成21年度福祉・介護人材の処遇改善事業助成金の実績報告について

京都府健康福祉部障害者支援課

平成21年度分の福祉・介護人材の処遇改善事業助成金の実績報告について、下記の事項に御留意の上、期限までに提出してください。

助成金の算定のベースが補助金である事業所（精神障害者社会復帰施設、福祉工場、小規模通所授産施設、重症心身障害児（者）通園事業等）は、別途実績報告書を提出していただいております。今回の取扱いの対象とはなりません。

記

1 提出書類

- (1) 福祉・介護職員処遇改善実績報告書 (別紙様式5)
- (2) 福祉・介護職員処遇改善実績報告書（都道府県内事業所等一覧表）
(別紙様式5（添付書類1）)
- (3) 福祉・介護職員処遇改善実績報告書（都道府県状況一覧表）
(別紙様式5（添付書類2）)
- (4) 積算の根拠となる資料 (参考様式 様式5（添付書類3）（総括表）)
又は（任意の様式）
- (5) 福祉・介護人材の処遇改善助成金返還事務確認票 (別添様式)

※ 国の定めた事務処理要領により、実績報告書を既に提出している場合は、不足書類がある場合のみ、当該不足書類を追加提出願います。

※ (2)、(3)及び(5)は、該当がある場合のみ提出してください。

※ (4)は、参考様式を示しますので、必要に応じて活用してください。ただし、参考様式の附表は、積算の基礎資料として示すものであり、提出を義務付けるものではありません。

なお、事業者の負担軽減のため、任意の様式で差し支えないこととされています。任意の様式とされる場合は、参考様式の総括表に準じたものとしてください。

2 提出方法及び提出部数

- (1) 原則として、郵送とします。

郵送の提出先は、申請書の提出先（京都府庁（障害者支援課）又は京都府保健所）と同じです。府保健所に提出の場合は、2部提出してください。

京都府庁（障害者支援課）の送付先

〒602-8570（住所記載不要）京都府健康福祉部障害者支援課

封筒に、「福祉・介護職員処遇改善実績報告書在中」と朱書してください。

- (2) 受け取った助成金が実際に支払った賃金改善額を上回る（助成金余剰額が発生）ことにより、返還が見込まれる場合は、持参してください。

持参の場合の提出先も、申請書の提出先（京都府庁（障害者支援課）又は京都府保健所）と同じです。府保健所に提出の場合は、2部提出してください。

3 提出期限

- (1) 平成22年1月サービス提供分（22年3月支払）まで交付を受けられる場合

平成22年5月31日（月）

- (2) (1)以外（年度途中の廃止等）の場合

本来は、助成金の最終交付の翌々月の末日（例えば、21年12月31日廃止の場合は、22年2月が最終交付のため、22年4月30日）が提出期限となります。

今回は様式・留意事項の連絡が遅れたため、平成21年度分に限り、(1)と同じ5月31日を期限とします。

4 留意事項

- (1) 助成金が余剰となる場合は、実績報告書の点検後、京都府から別途送付する納入通知により余剰額を返還してください。

- (2) 期限までに実績報告書を提出されない場合は、処遇改善が行われなかったものと見なし、交付金全額の返還を求めることがあります。